

周南市手数料条例の一部を改正する条例制定について

周南市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月20日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市手数料条例の一部を改正する条例

周南市手数料条例（平成15年周南市条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表その2 戸籍等関係の表(1)の項中「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同表(16)の項を同表(18)の項とし、同表(8)の項から(15)の項までを同表(10)の項から(17)の項までとし、同表(7)の項中「その他の書類」を「その他市長の受理した書類の閲覧又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したもの」に、「書類1件」を「書類又は届書等情報の内容を表示したもの1件」に改め、同項を同表(9)の項とし、同表(6)の項を同表(8)の項とし、同表(5)の項中「交付又は」を「交付、」に、「その他の書類」を「その他市長の受理した書類」に改め、「事項に関する証明書の交付」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付」を加え、同項を同表(7)の項とし、同表(4)の項を同表(5)の項とし、同項の次に次のように加える。

<p>(6) 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発</p>	<p>除籍電子証明書提供用識別符号1件につき 700円</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------

<p>行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>	
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

別表その2 戸籍等関係の表(3)の項中「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同項を同表(4)の項とし、同表(2)の項の次に次のように加える。

<p>(3) 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(総務省令で定めるものに限る。以下この項及び(6)の項において同じ。)により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>	<p>戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき 400円</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------

別表その3 建築関係の表(14)の部備考8及び同表(17)の部備考3中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表に次のように加える。

<p>(22) マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下この部及び次の部において「法」という。）第5条の3第1項（法第5条の6第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく管理計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>ア 長期修繕計画（マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号）第1条の2第1項第2号に規定する長期修繕計画をいう。以下この部及び次の部において同じ。）の数が1である管理計画の場合</p>	<p>1件につき 3,600円</p>	
	<p>イ 長期修繕計画の数が2以上である管理計画の場合</p>	<p>1件につき3,600円に1を超える長期修繕計画の数に1,600円を乗じて得た額を加算した額</p>	
<p>(23) 法第5条の7第1項の規定に基づく管理計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>ア 変更する長期修繕計画の数が1以下である管理計画の場合</p>	<p>(ア) 管理組合（法第2条第3号の管理組合をいう。以下この部において同じ。）の運営に係る事項の変更</p>	<p>1件につき 4,700円</p>

<p>(イ) 管理規約（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第30条第1項及び第65条に規定する規約をいう。以下この部において同じ。）に係る事項の変更</p>	<p>1件につき3,900円</p>
<p>(ウ) 管理組合の経理に係る事項の変更</p>	<p>1件につき 4,500円</p>
<p>(エ) 長期修繕計画の作成又は見直しに係る事項の変更</p>	<p>1件につき 9,300円</p>
<p>(オ) その他の事項の変更</p>	<p>1件につき 2,900円</p>

イ 変更する 長期修繕計 画の数が2 以上である 管理計画の 場合	(ア) 管理組 合の運営に 係る事項の 変更	1件につき4,700円(当該 変更が長期修繕計画の変 更に伴うものである場合 にあつては、変更する1 を超える長期修繕計画の 数に2,600円を乗じて得た 額を4,700円に加算した 額)
	(イ) 管理規 約に係る事 項の変更	1件につき3,900円(当該 変更が長期修繕計画の変 更に伴うものである場合 にあつては、変更する1 を超える長期修繕計画の 数に2,600円を乗じて得た 額を3,900円に加算した 額)
	(ウ) 管理組 合の経理に 係る事項の 変更	1件につき4,500円(当該 変更が長期修繕計画の変 更に伴うものである場合 にあつては、変更する1 を超える長期修繕計画の 数に2,700円を乗じて得た 額を4,500円に加算した 額)
	(エ) 長期修 繕計画の作 成又は見直 しに係る事 項の変更	1件につき9,300円に1を 超える長期修繕計画の数 に4,800円を乗じて得た額 を加算した額

		(オ) その他 事項の変更	1件につき2,900円(当該 変更が長期修繕計画の変 更に伴うものである場合 にあつては、変更する1 を超える長期修繕計画の 数に1,900円を乗じて得た 額を2,900円に加算した 額)
--	--	------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別表その5 消防関係の表(2)の部イの款(オ)の項中「1,180,000円」を「1,450,000円」に、「1,410,000円」を「1,720,000円」に、「1,590,000円」を「1,920,000円」に、「1,950,000円」を「2,360,000円」に、「2,270,000円」を「2,740,000円」に、「4,550,000円」を「5,640,000円」に、「5,820,000円」を「7,240,000円」に、「7,070,000円」を「8,790,000円」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、その2 戸籍等関係の表の改正規定は、令和6年3月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表その5 消防関係の表の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(参 考)

周南市手数料条例新旧対照表

現行		改正案	
別表（第2条関係） その1 税関係（略） その2 戸籍等関係		別表（第2条関係） その1 税関係（略） その2 戸籍等関係	
手数料を徴収する事項	手数料の金額	手数料を徴収する事項	手数料の金額
(1) 戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1通につき 450円	(1) 戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、 <u>第120条の2第1項</u> 若しくは第126条の規定に基づく <u>戸籍証明書</u> の交付	1通につき 450円
(2) 戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項1件につき 350円	(2) 戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項1件につき 350円
		(3) 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるもの	戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき 400円

現行		改正案	
		に限る。以下この項及び(6)の項において同じ。)により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)	
(3) 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく <u>磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面</u> の交付	1 通につき 750円	(4) 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、 <u>第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書</u> の交付	1 通につき 750円
(4) 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の	証明事項 1 件につき 450円	(5) 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の	証明事項 1 件につき 450円

現行		改正案	
交付		交付	
		(6) 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）	除籍電子証明書提供用識別符号1件につき700円
(5) 戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の <u>交付</u> 又は同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書 <u>その他の書類</u> に記載した事項に関する証明書の交付（次号に掲げるものを除く。）	1通につき350円	(7) 戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の <u>交付</u> 、同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書 <u>その他市長の受理した書類</u> に記載した事項に関する証明書の交付又は同法第120条の6第1	1通につき350円

現行		改正案	
		項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の 交付（次号に掲げるものを除く。）	
(6) (略)		(8) (略)	
(7) 戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書 その他の書類の閲覧	書類1件 につき 350円	(9) 戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書 その他市長の受理した書類の閲覧又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の 内容を表示したものの閲覧	書類又は 届書等情 報の内容 を表示し たもの1 件につき 350円
(8)～(16) (略)		(10)～(18) (略)	
その3 建築関係		その3 建築関係	
手数料を徴収する事項	手数料の金額	手数料を徴収する事項	手数料の金額
(略)		(略)	
(14) 低炭素建築物新築等 （新築又は増築、改築、修繕若しくは模様替え若しくは空気調和設備その他の建築設備の設置若しくは改修をいう。以下この部及び次の部において同じ。）計画	(略)	(14) 低炭素建築物新築等 （新築又は増築、改築、修繕若しくは模様替え若しくは空気調和設備その他の建築設備の設置若しくは改修をいう。以下この部及び次の部において同じ。）計画	(略)

現行		改正案	
認定申請		認定申請	
備考 1～7 (略) 8 オに係る申請書に、 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> （平成27年法律第53号）第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下この部、次の部、(17)の部、(18)の部及び(19)の部において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を上記の手数料の金額から減じた金額とする。 (1)～(7) (略) 9～13 (略)		備考 1～7 (略) 8 オに係る申請書に、 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u> （平成27年法律第53号）第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下この部、次の部、(17)の部、(18)の部及び(19)の部において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）が作成した適合証の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を上記の手数料の金額から減じた金額とする。 (1)～(7) (略) 9～13 (略)	
(略)		(略)	
(17) 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請	(略)	(17) 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請	(略)
備考 1・2 (略) 3 アに係る申請書に、 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> （以下この部及び次の部において		備考 1・2 (略) 3 アに係る申請書に、 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u> （以下この部及び次の部において	

現行

「法」という。)第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した当該申請に係る法第35条第1項各号(法第36条第2項において準用する場合を含む。)に掲げる基準に適合していることを証する書類(以下この部及び次の部において「誘導基準適合証」という。)の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1)～(7) (略)

4～12 (略)

(18)～(21) (略)

改正案

「法」という。)第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した当該申請に係る法第35条第1項各号(法第36条第2項において準用する場合を含む。)に掲げる基準に適合していることを証する書類(以下この部及び次の部において「誘導基準適合証」という。)の添付がある場合の手数料の金額は、次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を前記の手数料の金額から減じた金額とする。

(1)～(7) (略)

4～12 (略)

(18)～(21) (略)

<p>(22) マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号。以下この部及び次</p>	<p>ア 長期修繕計画(マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則(平成13年国土交通省令第110号)第1条の2第1項第2号に規定する長期修繕計画をいう。以下この部及び次の部において同じ。)の数が1であ</p>	<p>1件につき 3,600円</p>
---------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------

現行

改正案

の部において「法」という。)第5条の3第1項(法第5条の6第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく管理計画の認定の申請に対する審査

る管理計画の場合

イ 長期修繕計画の数が2以上である管理計画の場合

1件につき3,600円に1を超える長期修繕計画の数に1,600円を乗じて得た額を加算した額

(23) 法第5条の7第1項の規定に基づく管理

ア 変更する長期修繕計画の数が1

(ア) 管理組合(法第2条第3号の管理組合を

1件につき 4,700円

現行	改正案			
	計画の変更の認定の申請に対する審査	以下である管理計画の場合	いう。以下この部において同じ。)の運営に係る事項の変更	
			(イ) 管理規約(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第30条第1項及び第65条に規定する規約をいう。以下この部において同じ。)に	1件につき3,900円

現行

改正案

			<p>係る事項 の変更</p>	
			<p>(ウ) 管理 組合の経 理に係る 事項の変 更</p>	<p>1件につき 4,500円</p>
			<p>(エ) 長期 修繕計画 の作成又 は見直し に係る事 項の変更</p>	<p>1件につき 9,300円</p>
			<p>(オ) その 他の事項 の変更</p>	<p>1件につき 2,900円</p>
	<p>イ 変更 する長 期修繕 計画の 数が2 以上で</p>		<p>(ア) 管理 組合の運 営に係る 事項の変 更</p>	<p>1件につき 4,700円 (当該変更が長期修繕 計画の変更に伴うもの である場合にあって は、変更する1を超える 長期修繕計画の数に</p>

現行

改正案

ある管理計画の場合

2,600円を乗じて得た額を4,700円に加算した額)

(イ) 管理規約に係る事項の変更

1件につき3,900円  
(当該変更が長期修繕計画の変更に伴うものである場合にあっては、変更する1を超える長期修繕計画の数に2,600円を乗じて得た額を3,900円に加算した額)

(ウ) 管理組合の経理に係る事項の変更

1件につき4,500円  
(当該変更が長期修繕計画の変更に伴うものである場合にあっては、変更する1を超える長期修繕計画の数に2,700円を乗じて得た額を4,500円に加算した額)

(エ) 長期

1件につき9,300円に

現行

改正案

その4 開発関係 (略)	
その5 消防関係	

		修繕計画の作成又は見直しに係る事項の変更	1を超える長期修繕計画の数に4,800円を乗じて得た額を加算した額
		(オ) その他事項の変更	1件につき2,900円(当該変更が長期修繕計画の変更に伴うものである場合にあっては、変更する1を超える長期修繕計画の数に1,900円を乗じて得た額を2,900円に加算した額)
その4 開発関係 (略)			
その5 消防関係			

手数料を徴収する事項		手数料の金額
(略)		
(2) 消	(略)	

手数料を徴収する事項		手数料の金額
(略)		
(2) 消	(略)	

現行

改正案

防法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可の申請に対する審査	イ 貯蔵所	(略)	防法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可の申請に対する審査	イ 貯蔵所	(略)
		<p>(オ) 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所</p> <p>危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの 1件につき <u>1,180,000円</u></p> <p>危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの 1件につき <u>1,410,000円</u></p> <p>危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの 1件につき <u>1,590,000円</u></p> <p>危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの 1件につき <u>1,950,000円</u></p> <p>危険物の貯蔵最大数量が</p>			<p>(オ) 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所</p> <p>危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの 1件につき <u>1,450,000円</u></p> <p>危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの 1件につき <u>1,720,000円</u></p> <p>危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの 1件につき <u>1,920,000円</u></p> <p>危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの 1件につき <u>2,360,000円</u></p> <p>危険物の貯蔵最大数量が</p>

現行

改正案

		<p>100,000キロリットル以上 200,000キロリットル未満の もの 1 件につき <u>2,270,000円</u></p> <p>危険物の貯蔵最大数量が 200,000キロリットル以上 300,000キロリットル未満の もの 1 件につき <u>4,550,000円</u></p> <p>危険物の貯蔵最大数量が 300,000キロリットル以上 400,000キロリットル未満の もの 1 件につき <u>5,820,000円</u></p> <p>危険物の貯蔵最大数量が 400,000キロリットル以上の もの 1 件につき <u>7,070,000円</u></p>			<p>100,000キロリットル以上 200,000キロリットル未満の もの 1 件につき <u>2,740,000円</u></p> <p>危険物の貯蔵最大数量が 200,000キロリットル以上 300,000キロリットル未満の もの 1 件につき <u>5,640,000円</u></p> <p>危険物の貯蔵最大数量が 300,000キロリットル以上 400,000キロリットル未満の もの 1 件につき <u>7,240,000円</u></p> <p>危険物の貯蔵最大数量が 400,000キロリットル以上の もの 1 件につき <u>8,790,000円</u></p>
	(略)			(略)	
	(略)			(略)	
(略)			(略)		

現行	改正案
その6 その他 (略)	その6 その他 (略)